

## 東北地域バイオマス利活用推進連絡会議設置要領

平成15年10月10日制定

平成20年4月1日改正

### 1 趣旨

「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日及び平成18年3月31日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、東北地域におけるバイオマス利活用を、関係府省の一層の連携と機動的な対応の下で総合的に推進する必要があることから、各省の地方支分部局、地方公共団体、その他関係機関・団体の間での連絡調整等を円滑に行う「東北地域バイオマス利活用推進連絡会議」(以下「バイオマス連絡会議」という。)を設置する。

### 2 構成員

農林水産省:東北農政局長、東北森林管理局長

経済産業省:東北経済産業局長

国土交通省:東北地方整備局長、東北運輸局長

環境省:東北地方環境事務所長

地方公共団体:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県のバイオマス担当主務部長

試験研究機関:(独)東北農業研究センター所長、(独)森林総合研究所東北支所長、(独)水産総合研究センター東北区水産研究所長

経済団体:(社)東北経済連合会

なお、構成員は必要に応じて追加することができるものとする。

### 3 事務局

バイオマス連絡会議の事務局は、東北農政局が担当する。

### 4 活動内容

東北地域におけるバイオマス利活用の促進を図るため、以下の取組を行う。

(1)情報交換

(2)普及啓発

(3)調査

(4)その他連携した取組を推進する上で必要な事項

### 5 会議の開催

年2回程度を基本に開催する。なお、会議の開催とは別に、活動の一環として、シンポジウム、懇談会等を必要に応じ開催する。

### 6 幹事会等の設置

連絡会議の下に幹事会を設置するとともに、必要に応じ、特定事項に関するワーキンググループを設けることができるものとする。